

第5次岩倉市総合計画

基本計画総論（案）

目 次

Ⅲ 基本計画総論	1
第1章 将来人口	1
1 人口の動向	1
2 将来人口・世帯数	1
第2章 土地利用方針	3
第3章 まちづくり戦略（案）	7

Ⅲ 基本計画総論

第1章 将来人口

1 人口の動向

本市の人口は、1960年（昭和35年）には14,431人でしたが、高度経済成長を背景とした都市圏への人口集中、岩倉団地の建設等により人口は急激に増加し、1975年（昭和50年）には41,935人となりました。

その後、1993年（平成5年）に地下鉄鶴舞線と名鉄犬山線の相互乗り入れが開始され交通利便性が一層向上したことなどに伴い、1990年代前半には一時、転入が転出を上回る社会増に転じたものの、社会減の傾向が続いています。その一方で、これを上回る形で自然増が続いてきた結果、1985年（昭和60年）以降は一貫して人口が増加傾向にあり、2005年（平成17年）には47,926人となりましたが、リーマンショックを期に一旦は人口減少に転じ、2010年（平成22年）には47,340人まで落ち込みました。ところが、その後の経済環境の回復を受けて再び人口は微増傾向に転じ、2020年（令和2年）には47,934人（※推計値）となっています。

今後の経済動向や土地政策等人口に影響を与える社会経済的要因については不透明な部分もありますが、既に後期高齢者が前期高齢者数を上回るような状況もみられる中で、仮に政策的な対応がないままに推移した場合、本市の人口は、2020年（令和2年）をピークに減少に向かい続けていくことが予測されます。

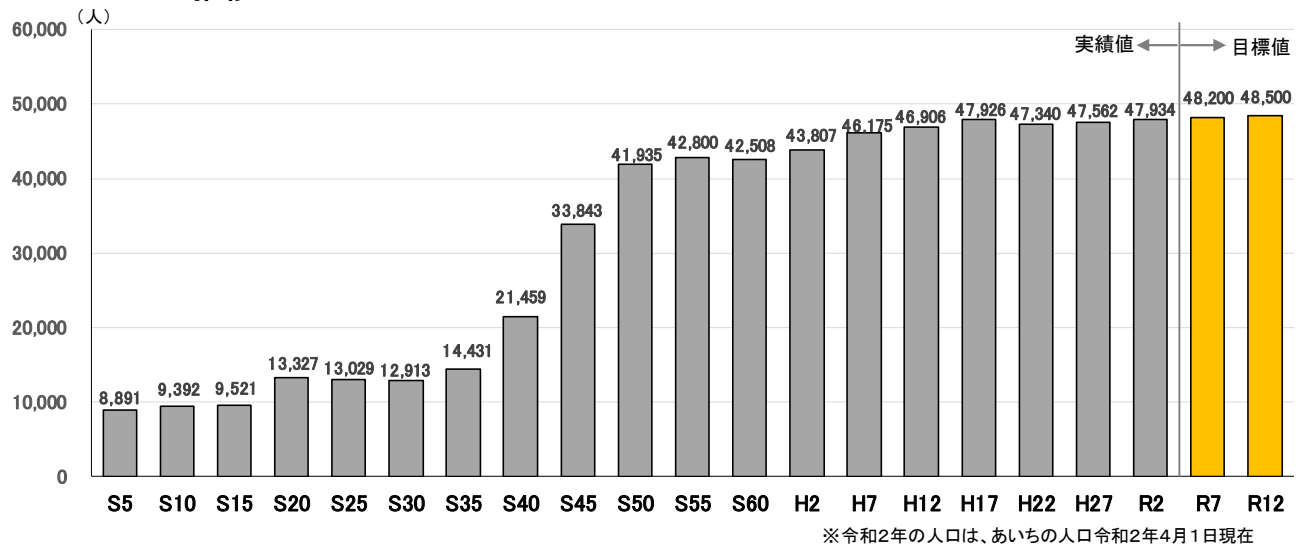
こうした厳しい状況が予想されますが、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざして、本市が有する地理的・交通条件の優位性を最大限に生かし、魅力と活力のある質の高い生活都市づくり、子育て世代に選ばれ、住み続けたいくなるまちづくりに向けた各種施策・事業を政策的に推進することによって、2030年度（令和12年度）の人口は、現状維持ないしは微増傾向で推移するものと予想されます。

2 将来人口・世帯数

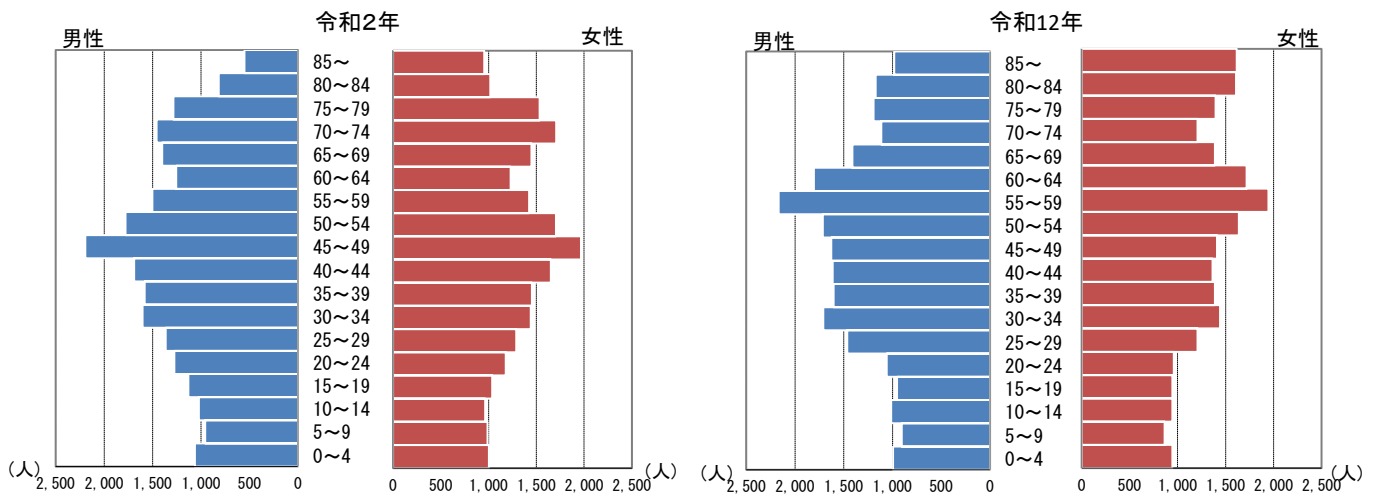
今後の各種施策・事業の推進による政策的な人口増加要因を加味し、本計画の目標年度である2030年度（令和12年度）の人口を48,500人、世帯数を23,400世帯に設定します。

そして、市制を施行して半世紀を迎える成熟都市としてふさわしい将来人口50,000人をめざして、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎（土台）を築いていくものとします。

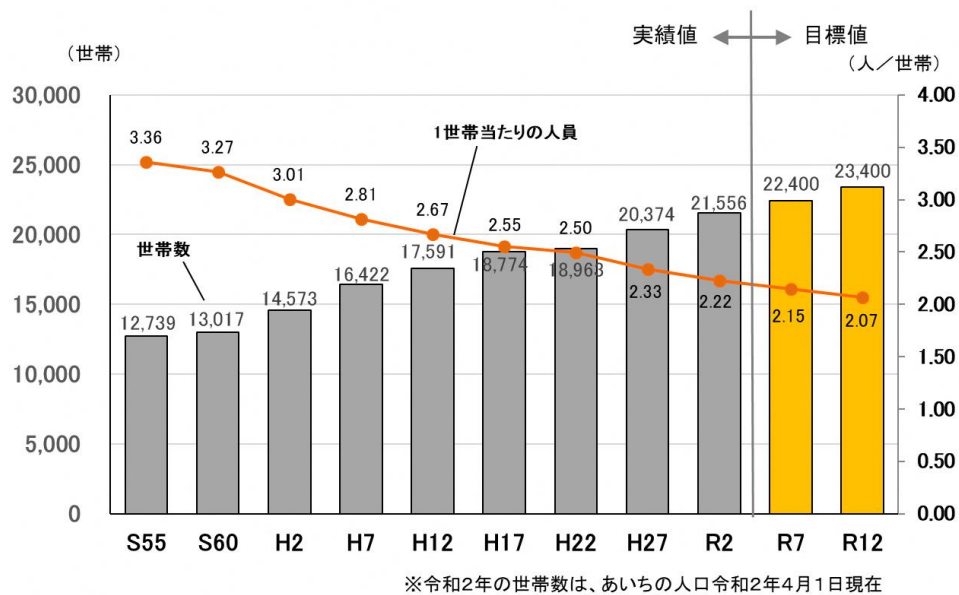
■ 人口の推移



■ 人口ピラミッド



■ 世帯数の推移



第2章 土地利用方針

安全で快適な市民生活と活力があり持続的な社会経済活動を将来にわたって営むためには、限られた市域をいかに保全しながら開発・整備していくのか、広域的な視点や社会経済状況の潮流をとらえながらその方針を定め、効率的で秩序ある土地利用を計画的に実現していかななくてはなりません。

本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、以下に示す7つのゾーン区分とにぎわい拠点、うるおい健康軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全などの方針を定めます。

① 住宅ゾーン

市街化区域内の住居系の用途地域が既に指定されている区域を、居住空間の向上と歩いて生活できるまちづくりを推進する住宅ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、既に多くの住宅によって占められていますが、中には小規模な開発によって住宅地整備が行われた地区も散見されることから、こうした住宅地では、居住環境と防災機能の向上を図るため、計画的な道路整備や未利用地の活用を進めます。また、ゾーン内に残されている社寺林、史跡等については、貴重な地域資源として保全と有効活用に努めます。さらに、幹線道路沿道等商業施設が立地している所については、駐車場の確保など居住環境や円滑な交通に影響がない形での適正な商業・サービス施設の誘導に努めます。

一方、岩倉駅の徒歩圏を中心に今後も中高層マンションの建設が進むことが予想されますが、世代バランスのとれた人口構成に寄与する良好な住宅ストックの形成の観点から適正な開発・建設の誘導に努めます。また、既に建設された中高層マンションについては、将来にわたっても良質な住宅ストックとしていくため、維持・管理・更新投資が適正に行われるよう支援に努めます。

大山寺駅と石仏駅周辺については、南北それぞれの地域の玄関口としてふさわしい秩序ある市街地の形成と交通結節機能の充実に努めます。

② 商業ゾーン

本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域と既存の商業施設が立地している地区を商業ゾーンとして位置づけます。

岩倉駅を中心とする区域のうち、岩倉駅東地区については、2009年（平成21年）の北街区市街地再開発事業の完了により駅直近の木造密集住宅地の解消と駅前広場の整備は進みましたが、駅前広場から岩倉街道を経て五条川に至るエリアについては、狭あいな道路と都市計画道路桜通線整備等のための用地買収が進んだことによる未整備の土地が広がっている状況です。

そこで、名古屋駅から最短11分でアクセスできるという好立地条件を最大限に生かし、面整備や街路整備も視野に入れながらマンション等の開発・整備を誘導し街なか居住を推進することによって、転入人口の喚起と買物需要を誘発させ、それに伴って必要となる商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、都市計画道路の整備による交通の円滑化を図りつつ、観光交流を推進することで中心市街地の再生と賑わいの創出を図ります。

一方、岩倉駅西地区については、かねてより駅前広場や駅前街路が整然と整備されており、平

成の時代に入ってからマンション建設が進んだことにより都市らしい景観になっているものの、近年は、商業・業務施設の衰退が進んでいることから、今後は、岩倉駅東地区における開発・整備と連携させながら、うるおいのある都市空間の形成と賑わいの創出に努めます。

③ 工業ゾーン

既に工業地域の用途指定が行われており、ある程度まとまった形での工業集積がみられる区域に加えて、産業振興と計画的な工業立地を図るために新たに整備している川井野寄工業団地の開発区域を工業ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、地域経済をけん引する役割を有しており、今後とも引き続き公害防止や緑化推進等の周辺環境対策に対する指導に努めるなど、居住環境や自然環境と調和した工業的な土地利用を維持します。また、本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する優良な企業の誘致を進めます。

④ 住宅農地共存ゾーン

市街化調整区域内の農村的集落の様相が残されている区域を住宅農地共存ゾーンとして位置づけ、無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に広がる農地との調和・共存に努めます。また、伝統的・歴史的な環境要素や農的な自然空間特有の多様な生物の生息環境の保全に配慮しながら、安全で快適な生活基盤を整えるなど、良好な居住環境の形成に努めます。

⑤ 農地保全ゾーン

農用地区域に指定されているなど農業振興を図るための優良な農用地によって大半が占められている区域を農地保全ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンでは、新鮮な食料の生産・供給機能をはじめ、環境保全機能やレクリエーション機能、教育・文化機能など農業・農地の有する多面的な公益機能を活用した質の高い都市環境の形成を実現するため、都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の保全及び遊休農地の解消を図ります。そのため、営農環境の維持・向上や農地の利用集積による農業の効率化に努めるとともに、市民農園など市民の憩いや生きがいの空間としての有効活用を進め、農家でない市民も参加する形での農地保全と地産地消による地域農業の振興を図ります。

⑥ 住居系拡大検討ゾーン

住居系の市街化区域の拡大を検討する区域を住居系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

このゾーンは、土地所有者の合意形成など諸条件が整った所から土地区画整理事業や地区計画による都市基盤整備を進め、順次市街化区域に編入していくことを検討し、良好な住宅市街地形成を図ります。

⑦ 産業系拡大検討ゾーン

市街化調整区域であるものの川井野寄工業団地に続き本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する工業系などの優良な企業の誘致を図るべく用地開発を検討する区域を産業系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

具体的には、一宮インターチェンジから近距離にある川井町検討区域と小牧インターチェンジから近距離にある八劔町検討区域を当該ゾーンに位置づけ、農業的土地利用や生物多様性との調和・共存を図りつつ、環境にやさしく本市の産業活性化及び雇用力の向上につながる優良な企業の誘致に努めます。

⑧ にぎわい拠点

商業ゾーンのうち、本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域とほぼ同じエリアをにぎわい拠点として位置づけ、マンション等の開発・整備を誘導することによる転入促進とそれに伴う買物需要の誘発を通じて商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、岩倉駅から五条川を結ぶ都市計画道路桜通線の沿線付近に、様々なイベントが開催できる広場の整備を進め、年間を通じて常に人が集い、交流することのできるにぎわいづくりを進めます。

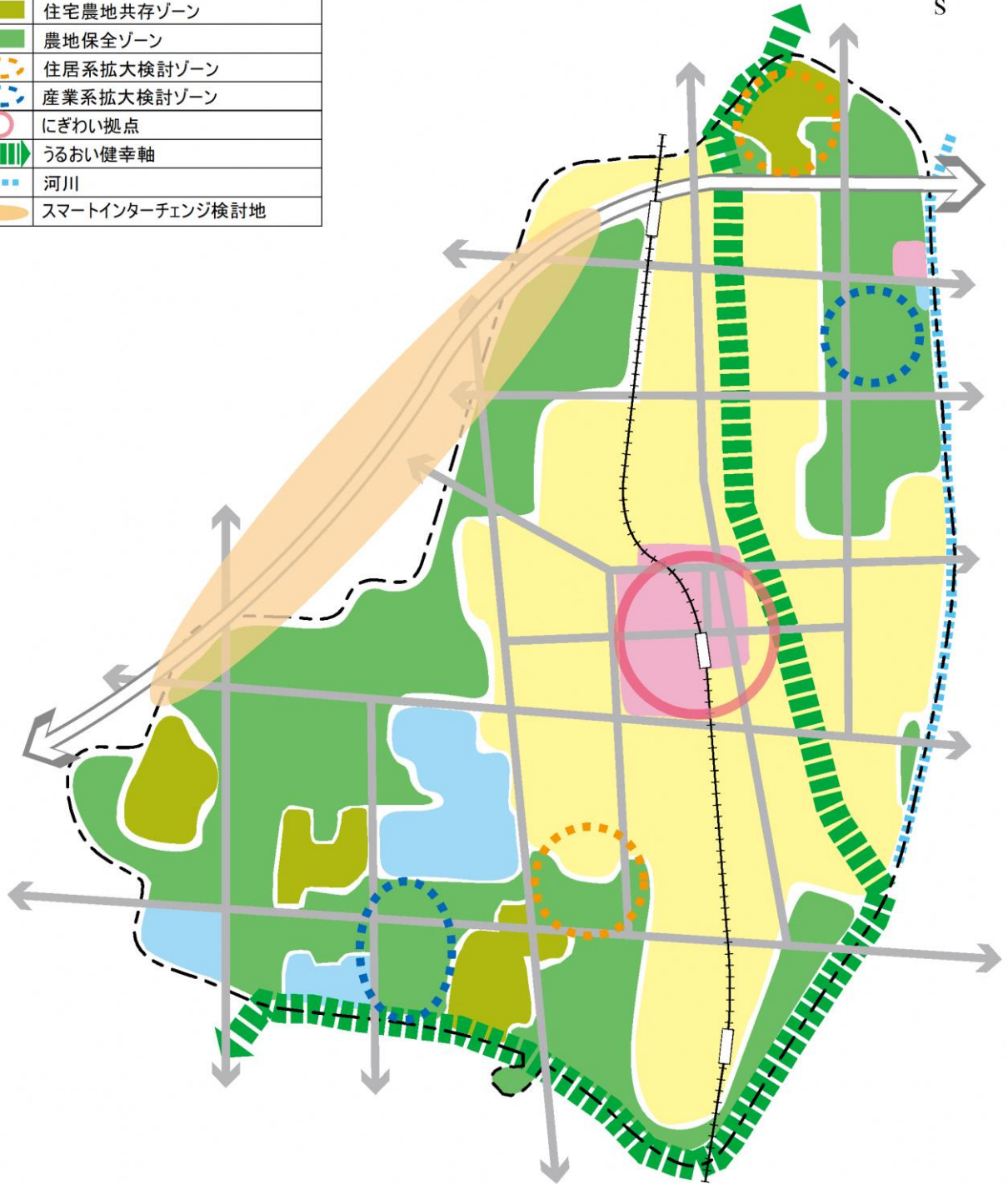
⑨ うるおい健幸軸

本市の貴重な自然資源である五条川を「うるおい健幸軸」として位置づけます。

五条川ではこれまで、桜並木の保全・再生、橋の修景整備や親水性の高い広場や休憩所の整備、親水護岸の整備といった多自然川づくりのほか、近年では、健やかで楽しく続けられる運動習慣づくりのために「五条川健幸ロード」を整備してきました。こうした五条川の親水空間を活用し、市街地における緑豊かな環境を創出するとともに、市民の交流と健康増進を図るための環境整備と利用促進に努めます。

【土地利用方針図】

凡 例	
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	住宅農地共存ゾーン
	農地保全ゾーン
	住居系拡大検討ゾーン
	産業系拡大検討ゾーン
	にぎわい拠点
	うるおい健幸軸
	河川
	スマートインターチェンジ検討地



第3章 まちづくり戦略（案）

今後加速度的に進むことが予想される人口減少と少子高齢化への対応が、我が国が直面する最も重要な課題になっています。

本市においても、人口減少と少子高齢化への対応は避けて通ることのできない課題であり、そのような状況の中、健康で幸せな市民の暮らしを確保し、将来にわたって持続可能なまち、活力のある地域社会としていくためには、基本計画【分野別計画】で示している施策・事業を個々に進めるだけでなく、将来に向けた共通テーマにより、分野を超えた複数の施策・事業を横断的に結びつけて相互連携させることで、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく総合的かつ戦略的な視点が大切です。

そこで、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け、今後10年間に戦略的かつ総合的な観点から各種施策・事業を推進していく際に、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際の基本的な考え方や指針として、4つの「まちづくり戦略」を設定します。また、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を常に念頭に置きながら、施策・事業展開をしていくために、まちづくり戦略とSDGsの17の目標との関連を整理します。

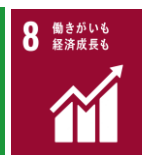
■まちづくり戦略と基本計画（5つの基本目標・32の基本施策）との関係

	基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち	基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	基本目標4 環境にやさしいいうるおいあふれる安全なまち	基本目標5 協働と自治による持続可能なまち
戦略1 健幸のまち・地域共生社会を形成する	2 成人の健康づくり 4 地域福祉 5 高齢者福祉・介護保険 6 障がい者(児)福祉 7 生活困窮者支援	8 子育て・子育て支援 10 生涯学習 13 スポーツ	18 農業	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	
戦略2 子育て世代の移住・定住を促す	1 母子の健康づくり	8 子育て・子育て支援 9 学校教育 11 市民文化活動	15 市街地 16 住環境形成	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	30 情報発信・情報共有
戦略3 都市の活力・賑わいと関係人口を創出する		8 子育て・子育て支援 9 学校教育	14 移動環境 15 市街地 19 商工業	21 水辺環境の整備・活用	31 行政経営・財政運営
戦略4 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する	4 地域福祉		17 上下水道	22 緑と公園 23 総合的な環境政策の推進 24 廃棄物・リサイクル 25 防災・浸水対策 27 防犯・交通安全	28 市民協働・地域コミュニティ 31 行政経営・財政運営

まちづくり戦略
1

健康のまち・地域共生社会を形成する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 1-1	健康づくり推進による健康寿命の延伸
展開方針 1-2	居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

まちづくり戦略
2

子育て世代の移住・定住を促す

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】

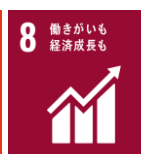


展開方針 2-1	転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進
展開方針 2-2	若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

まちづくり戦略
3

都市の活力・賑わいと関係人口を創出する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 3-1	中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進
展開方針 3-2	新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

まちづくり戦略
4

安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 4-1	地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化
展開方針 4-2	次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

まちづくり戦略

1

健幸のまち・地域共生社会を形成する

－安心して幸せに暮らせる健康長寿社会を形成するための戦略－

1

背景・ねらい

- 我が国の平均寿命は戦後の食生活の改善や医療の発展などによって飛躍的に延び、「超長寿社会」、「人生100年時代」を迎えているといわれています。
- 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。
- 本市では、満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられる幸せなまちをめざし、「健幸都市宣言」を、また、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がマルチパートナーシップにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、「健幸づくり条例」を制定しました。
- このような状況の中、誰もがいつまでも住み慣れた地域社会で、必要な医療や介護サービス等を利用しつつ、家族や地域の人々との絆のもとお互いに支え、助け合いながら、安心して暮らし続けられる「地域共生社会」を実現していく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針1－1：健康づくり推進による健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸をめざして、「健康インフラづくり」と「健康づくりサポート」といったハード・ソフトの両面から市民一人ひとりの身体と心の健康の維持・増進を支援します。
- 「健康インフラづくり」では、五条川健幸ロードの充実、公園整備に加え、民間のスポーツ施設等との連携も含めてスポーツ施設の充実を図ります。
- 「健康づくりサポート」では、「からだ」、「歯と口腔」、「食」、「運動」、「こころ」、「つながり・きずな・居場所」に関連する保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる多角的なアプローチにより取組を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいのづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
生涯学習	生涯学習の充実	自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
スポーツ	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322
農業	地産地消型農業の推進	多様な主体による食育の推進	1833
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212

■展開方針１－２：居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

- 地域共生社会の形成をめざして、ふれあい・いきいきサロンやシルバーリハビリ体操など、高齢者をはじめとした多様な世代の市民が人との絆を感じる居場所づくりを進めます。
- また、生活上の困りごとを抱えている様々な市民に対する、見守り活動や安否確認活動、軽微な日常生活の援助活動など、小地域における福祉活動の活性化を図ります。
- 子育てと介護のダブルケア問題や高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題といった、子どもや高齢者、障がい者などの制度・分野の区分には納まらないような複雑かつ複合的な生活課題を抱えている世帯や、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない市民などに対して、専門職等が分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	地域での障がい者に対する理解促進	0622
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
生活困窮者支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
子育て・子育て支援	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■高齢男性も引っ張り出せ！ 健幸居場所づくり —お寺 de サロン

◇各地区で月1回程度、身近な地域の徒歩圏内の会場（寺社仏閣の庫裏や社務所など）で、行政サービスの提供と地域の高齢者の仲間づくり・健康や生きがいづくり・元気づくりを応援する取組を実施。

◇例えば、「出前市役所（行政相談・手続き代行等）」や「健康食講座と試食」、「音楽等市民団体の発表」、「囲碁、将棋、カラオケ」など、男性高齢者でも参加しやすいメニューでサロンを開催。

◇この取組を「寺社仏閣×老人クラブ・婦人会×生協や市など」のマルチパートナーシップにより実現。

■生涯現役の元気シニアによる「一年を通じた子どものためのイベント」

—世代間交流型の居場所づくり

◇高齢者（シニア世代）がいつまでも元気で生きがいと役立ち感を持って高齢期を過ごせるようにするため、シニア世代の方々それぞれがこれまで培ってきた趣味や特技を生かして、子どもたちの遊びを通じた学びのプログラムを企画・実施。

◇また、シニア世代と子どもの世代間交流も目的の一つとした取組。

◇具体的には、おもちゃ病院の開設、竹とんぼ・凧づくり、メンコやこま回しといった昔遊び、五平餅づくり、ダンスなどの子ども向けのイベントプログラムを市内各所で年間を通じて、企業の協力を得ながら実施。

まちづくり戦略 2

子育て世代の移住・定住を促す

－人口減少を予防し、バランスのとれた人口構成を維持させていくための戦略－

1

背景・ねらい

- 高齢化率が愛知県の平均を上回り、また、75歳以上の後期高齢者数が65歳以上75歳未満の高齢者数を上回る本市を、持続可能なまちにしていけるためには、常に新婚世帯や子育て世帯など若い世代が多く暮らしている活気のあるまち、将来にわたって人口構成のバランスの良いまちにしていけることが重要です。
- そのためには、若い世代が移住・定住するための受け皿としての住宅地や住宅を確保していくこと、特に、子どもが学齢期を迎えるライフステージにあたる子育て世代が市外へ転出してしまう傾向がある本市の課題を解決していくことが必要不可欠です。
- 名古屋駅まで最短で11分という優位性を生かしつつ、新たな住宅市街地の拡大整備や駅前市街地におけるマンション等の建設促進などを進めていく必要があります。
- 同時に、交通利便性が高いことにより通勤・通学に便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとって魅力的で暮らしやすいまちとしてさらに磨き上げ、本市に暮らすメリットをわかりやすく整理し、市内外に引き続き情報発信する必要があります。
- こうした状況の中、子育て世代の移住・定住を促し、バランスのよい人口構成が持続するまちを実現していく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針2－1：転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進

- 優良な企業の誘致を図るための産業系市街地の整備や交通利便性が高いことからくる宅地需要の受け皿として、また、子育て世代の市外への転出抑制のための受け皿として、市街化区域への編入を視野に入れた住宅市街地の整備を検討します。
- 名古屋駅や名古屋都心への交通アクセスに優れているという本市の立地特性を生かし、リニア中央新幹線開業のインパクトも視野に入れながら、岩倉駅前市街地における民間マンション等の開発・整備の促進、空き家の活用などにより、子育て世代をメインターゲットとした街なか居住、移住・定住を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
市街地	中心市街地の整備	岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
	計画的な市街化区域の拡大検討		1521
住環境形成	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		空き家の利活用促進	1623

■展開方針２－２：若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

- 母子保健サービスや保育サービスが充実していることなど本市の強みを最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとっての住みやすさの向上を図ります。
- そのため、結婚・出産支援、母子保健サービスや子育て支援施策・事業の一層の充実、学校教育の質の向上や特色ある教育の推進、本市の最大の魅力資源である五条川・桜並木の散策環境の整備・充実や公園整備など、子どもを産み・育てやすく、教育・文化水準の高い魅力あふれるまちづくりの総合的な展開を図ります。また、学校教育の充実はもとより、義務教育後の子どもの育ちを応援する施策展開についても検討します。
- また、本市のブランドロゴ・シンボルメッセージの“いわくらしやすい”を市民に浸透させ、“住むならいわくらし”を意図したプロモーションを引き続き進めることによって、若い世代、子育て世代の移住・定住を促進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
子育て・子育て支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
学校教育	家庭への支援	子育て世帯への医療費支援	0842
	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
	教育支援の充実	家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
市民文化活動	音楽のあるまちづくりの推進	ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
		五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
情報発信・情報共有	情報発信の充実	シティプロモーションの推進	3013

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■家のエンディングノート（家の未来手帳）等の作成等による空き家活用事業

- ◇若い世代の移住・定住を進めるためには、既存の住宅ストックである空き家を活用していく必要があるが、活用してもよいという空き家が出てこないのが課題。
- ◇そこで、多くの家主にその気になってもらい、協力してもらうため、「今後の不動産運用の手引き」や「家のエンディングノート（所有している空き家になりそうな家の未来を考えるきっかけづくりとなる冊子）」を作成するとともに、これらと合わせたセミナーを地区ごとに開催。
- ◇また、空き家を利用して三世帯同居・近居を行おうとする対象者への追加の支援制度の創設を検討。納税通知書に前記の冊子や空き家バンク制度の概要とのわかるリーフレットなどを同封してお知らせすることで、空き家の活用を促す効果的なPR活動を行うことも。

■地域連携による放課後の子どもの居場所づくり　ーわくわくプログラム

- ◇放課後児童クラブや放課後子ども教室が、楽しく放課後を過ごせる場所であると同時に地域のコミュニティ強化の場となるよう、地域の人材等の参加・協力のもとで多様な過ごし方が可能となるようにする。
- ◇例えば、小学校の教室などを利活用した大学生や老人クラブ、母親クラブなどの地域の人が連携して、映画会やクッキング教室、英会話、プログラミング教室など、子どもたちの誰も行きたくなるような楽しい活動を企画し、放課後に実施。

■ユース世代のための放課後の居場所づくり　ー児童館活用事業

- ◇小学校敷地内への放課後児童クラブ室の移設により、児童館本来の役割を整理する中で、児童館がユース世代の子どもたち（小学生高学年や中高生）の居場所にもなるよう、Wi-Fi等の整備や試験前の自習の場の提供、市民活動団体や地域の人たちによる子どもたちの学習支援などを実施。
- ◇児童館ごとに特色を持たせた、子どもたちが豊かな時間を過ごすことができる居場所となるよう施設の活用を検討。

まちづくり戦略 3

都市の活力・賑わいと関係人口を創出する

－経済的な豊かさとまちの賑わいを将来にわたって創出するための戦略－

1

背景・ねらい

- 名古屋市近郊の住宅都市として発展してきた本市は、製造業など大企業は少なく、中小企業の中でも小規模企業が大半を占めています。
- 活力あるまちとして持続的に発展していくためには、市民生活の利便性を支え、賑わいある都市としていくための商業振興は必要不可欠であり、また、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を生かした産業振興が重要です。
- 本市では、中小企業・小規模企業の振興支援として、岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、売上げアップを目的とした経営相談により伴走型の相談支援を進めるとともに、企業誘致にも本格的に取り組み、企業立地の促進等に関する条例の制定、条例に基づく奨励金制度の創設の他、川井野寄工業団地の整備を進めてきました。
- 暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、小さいながらも多様で特色があり、付加価値の高い産業が根づいた都市づくりと就業機会の拡大をめざして、引き続き、中小企業・小規模企業の振興や創業支援、企業誘致等を進めていく必要があります。
- また、仕事と家庭や子育てを両立できる働きやすい社会環境づくりの一環として、保育サービス等の更なる充実や本市の産業を支える人材の育成につながる教育も必要です。
- さらに、定住人口の増加が見込めない人口減少時代が本格化する中であって、まちの知名度と魅力の向上、まちの活力と賑わいを創出していくため、観光客などの交流人口を拡大するとともに、本市の課題解決やまちづくりに貢献する関係人口の増加を図っていく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針3－1：中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進

- 中小企業・小規模企業の売上げアップを目的とした岩倉市ビジネスサポートセンターの機能強化を図り、創業支援や事業承継支援を含めた伴走型の支援に努めます。
- 兼業・副業やテレワークといった多様な働き方や働き方改革、女性や外国人など多様な人材を活用して生産性の向上等を図ろうとするダイバーシティ^{※1}が日本社会共通の目標になっている状況を踏まえ、兼業・副業やテレワークの促進とそのための社会基盤整備、仕事と家庭や子育ての両立のための環境整備、若者・女性の起業支援等を推進します。
- また、未来の本市の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保のため、地元企業の魅力を紹介する冊子「岩倉ものづくり『FOCUS』」の更新・作成及びその有効活用を含めた、本市の未来を担う子どもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。
- こうした施策・事業を計画的に推進するため、公民連携体制の一つである地域産業活性化推進協議会を通じて、新たな中小企業・小規模企業活性化行動計画を策定します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
子育て・子育て支援	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		放課後児童健全育成の充実	0823
学校教育	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発支援と地場製品のPR	1913
		働きやすい環境づくり	1914

■展開方針３－２：新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

- 一宮インターチェンジや小牧インターチェンジといった高速道路のインターチェンジに近いという恵まれた立地条件を生かし、農業的土地利用との調和を図りつつ、本市の雇用拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
- 市民の市に対する誇りや愛着（シビックプライド^{※2}）の醸成や交流人口の拡大を図るため、全国にも誇ることができる貴重な観光資源であり、また、市民共有の郷土財産でもある五条川桜並木の保全に努め、桜を含めた五条川の魅力を生かしたまちづくりを進めます。
- 交流人口の拡大と関係人口の創出のためのインフラとして、岩倉駅周辺の賑わいの拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、地域産業の活性化にもつながるスマートインターチェンジの整備について検討を進めます。
- 本市の抱える社会課題を公民連携により解決する方策を検討します。さらに、本市の抱える社会課題を市外も含めた人材活用として、プロボノ^{※3}や兼業・副業人材などとのパートナーシップによって解決していく関係人口づくりに努めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
移動環境	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
市街地	中心市街地の整備	中心市街地の賑わい創出の促進	1511
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
	創業支援・企業誘致	新たな企業の誘致	1922
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■テレワークタウン岩倉-Wi-Fi スポット&託児付きワーキングスペース整備

- ◇多様な企業、起業家やテレワーカーを誘致し、市内で仕事をする人を増やすことによりまちの賑わいを創出。
- ◇そのため、空き家や空き店舗、公共施設の低利用スペースや未利用時間帯スペースなどを活用して、インターネットワーク環境を備えたワーキングスペースの整備を市民や企業等とのマルチパートナーシップで進める。
- ◇また、子育て中の女性やテレワーカー（リモートワーカー）が快適かつ柔軟に働けるよう、託児機能を備えたワーキングスペース（コワーキングスペース※4、シェアオフィス）の整備。
- ◇出産や子育てをきっかけに退職した女性の活躍の場を広げるため、こうしたスペースを拠点に、子育て中や子育て後の女性向けのインターンシップ事業や起業セミナーなどを開催。

■関係人口を含めたマルチパートナーシップによる五条川桜並木の保全

- ◇本市の誇りである五条川の桜並木を残していくため、定期的な保全活動と必要に応じた植替えを五条川桜並木保存会と市で実施。
- ◇この取組を活動資金獲得も含めてより広範な形で持続的に発展させるため、近隣市町との連携、企業との連携（企業の社会責任・社会貢献活動（CSR）や経済活動と社会課題の解決の双方を創造する企業活動（CSV））、市外在住者の参加・協賛などをマルチパートナーシップによって進めていくことを検討。
- ◇そのため、桜の維持・管理を共に進めていく仲間づくり（関係人口の創出）をめざし、五条川桜並木ファンクラブ会員制度の創設とその募集、協賛市民団体や協賛企業の募集、近隣市町への呼びかけなどを通じて、桜を守りたいという機運の醸成と取組の新たな展開を喚起。

■岩倉桜まつり魅力アッププロジェクトーキッチンカーFESや新たなスポット整備

- ◇岩倉駅東地区における都市計画道路の先行取得地等や岩倉駅東口と五条川の間に整備が予定されている「(仮称) にぎわい広場」などを活用し、キッチンカー等を利用した新たな事業所出店エリアの設置を検討し、「岩倉桜まつり」を充実。
- ◇また、市全体で桜まつりを盛り上げるために、希望の家や竹林公園等の中心部から少し離れた場所に、桜見物に訪れた人が楽しむことのできる新たなスポットやイベントの創設を検討し、桜まつりに訪れた人の滞在場所の分散・拡大を図る。

まちづくり戦略 4

安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現 する ―市民の安全確保と次世代に配慮した都市経営戦略―

1 背景・ねらい

- 南海トラフ地震の発生が懸念され、台風や異常気象による短期集中豪雨等の自然災害も全国的に増加する中で、市民が安全に安心して暮らせる強くしなやかな地域づくりを進める必要があります。また、市民が安心して暮らしていくためには、防犯対策の充実も求められます。
- こうした防災・防犯対策は、市だけでは解決できない地域課題であり、一人ひとりの市民の取組はもとより、行政区、ボランティアや市民活動団体、NPO法人などによる多様な地域活動と国や県など関係機関や民間事業者などの多様な主体が相互に補完し合うマルチパートナーシップによる活動が重要になります。
- 一方、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口の急激な増加に対応するために集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進み、大規模な改修や更新に莫大な費用が見込まれ、また、一時期への集中が懸念される中、岩倉市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な方針や再配置における数値目標を設定しました。
- その後、策定した岩倉市公共施設再配置計画などの個別施設計画を推進することで、老朽化した公共施設等の大規模改修や更新にかかる費用が将来世代への大きな負担とならないように、施設の維持管理等について、民間事業者のノウハウを最大限活用する視点が求められます。
- また、地球温暖化や生物多様性などの環境問題への対応は、本市においても無縁ではなく、将来にわたって持続可能な社会にしていけるため、身近な地域、日常的な暮らしの中で着実に環境問題に取り組んでいく必要があります。

2 施策の展開方針

■展開方針4－1：地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、地域における「自助」「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。
- 犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。
- 地域の安全安心の実現のため、地域コミュニティを強化するための支援に努めるとともに、これまでの連携や協働といった枠組みを超えたマルチパートナーシップにより防災・防犯対策を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
上下水道	公共下水道事業の推進	雨水対策の充実	1725
防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域コミュニティ意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
市民協働・地域コミュニティ	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822

■展開方針４－２：次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

- 岩倉市公共施設等総合管理計画とその個別施設計画にあたる岩倉市公共施設再配置計画などを着実に推進します。
- 新たにパークマネジメント手法による公園の維持管理・運営、包括指定管理や包括管理委託など、民間事業者のノウハウを活用した多様な公民連携による公共施設等の管理運営について検討し、利用者の安全性の確保とサービスの質の向上を図ります。
- さらに、民間施設のリース等による公共施設サービスの実施、公共施設の民間事業者への開放、民間事業者の参画による河川空間づくり（かわまちづくり）など、サウンディング型市場調査等を活用し、多様な場面での公民連携による公共資産の有効活用について検討を進め、次世代に負担を残すことのないよう公共資産マネジメントを進めます。
- また、社会インフラを含めた持続可能な地域社会づくりに向け、地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみ対策など環境にやさしいまちづくりを推進し、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）やSociety 5.0^{※5}を踏まえた行政経営を進めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312
	低炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	自然共生と生物多様性の保全	環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
		身近な生物多様性の保全	2331
		環境学習等の推進	2332
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122
		I C Tを活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■市所有の会館など集会施設の付加価値化プロジェクト

- ◇岩倉市公共施設再配置計画では、市所有の会館などの集会施設が将来的に各行政区へ譲渡していく方針。
- ◇各行政区がこれらの施設を所有するにあたって、施設管理の効率化や運営経費の削減等が図られ、しかも、地域住民等にとって利用したくなるような運営がなされる施設とするため、市民と民間企業などとのマルチパートナーシップの構築について研究。
- ◇そして、市民活動団体や民間企業等もまちづくりの一員となるよう連携を働きかけ、民間企業などが持つ独自の発想やアイデア等を活かした、各会館の管理・運営委託などを進める。

■パークマネジメントで人が集まる魅力ある公園づくり

- ◇市内にある都市公園や児童遊園、ふれあい広場を、より多くの人が集い、楽しめる場としていくため、現在の利用状況や市民の意見を収集することなどを通じてその必要性を評価した上で、一部の公園等の民間企業や団体への管理委託も含めたあり方を検討。
- ◇そのうえで、市民や行政、民間企業などが連携して、各種イベントの開催や設備整備、公園等施設の日常的な安全点検などの管理運営を行っていく「パークマネジメント」の考え方の導入も視野に入れつつ、人が集まる魅力ある公園づくりを進める。

■五条川かわまちづくりの推進

- ◇本市の最大の魅力資源・五条川の周辺を、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場としてより一層活用し、本市の活性化につなげるため、公民連携による五条川周辺の利用促進とその他の施設等の整備やイベント等の活動を進める。

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

◇その主体となる「かわまちづくり協議会」の設立と、河川空間を活用した様々な取組やそのための施設等の設営ができる国の制度である「都市・地域再生等利用区域」^{※6}の指定に向けて、市民発意、市民主体で「かわまちづくり協議会」の準備会を立ち上げ。

◇こうしたマルチパートナーシップ型の五条川かわまちづくりの実現に向けて、準備会が主体になって、オープンカフェや水辺マルシェ、水辺コンサートなどの社会実験の実施と「かわまちづくり協議会」の設立に向けた検討を進める。

【用語の解説】

- ※1 **ダイバーシティ**：多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。
- ※2 **シビックプライド**：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。
- ※3 **プロボノ**：各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般や、それに参加する専門家自身のこと。
- ※4 **コワーキングスペース**：個人事業主や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など働く場所が限定されない人たちのための共有の作業スペースのこと。コワーキングスペースで設備を共有することにより経費の削減の効果と、共有スペースで生まれる交流により、情報交換や協働などの相乗効果が期待されます。
- ※5 **Society5.0**：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプトで、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。
- ※6 **都市・地域再生等利用区域**：国土交通省では、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正した。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用（飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー等を設営すること）が可能となり、利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっている。